

府経環資第34号
令和6年3月19日

内閣府沖縄総合事務局長
三浦 健太郎

鉱業法第38条第1項の規定に基づく特定区域の指定について

鉱業法(昭和25年法律第289号)第38条第1項の規定に基づき下記のとおり特定区域を指定する。

記

1. 特定区域の所在地

陸域：沖縄県糸満市

2. 特定区域の面積

7, 494アール

3. 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称

(1) 設定する鉱業権の種類

試掘権

(2) 目的とする特定鉱物の名称

可燃性天然ガス

4. 特定区域を表示する図面

別紙のとおり

特定区域を表示する図面



頂点	X 座標 (m)	Y 座標 (m)
1	+11731	+16016
2	+11731	+16835
3	+10816	+16835
4	+10816	+16016

平面直角座標系の系番号 第15系 (世界測地系座標値)